

石川県におけるイノシシ及びニホンジカの狩猟期間延長等について

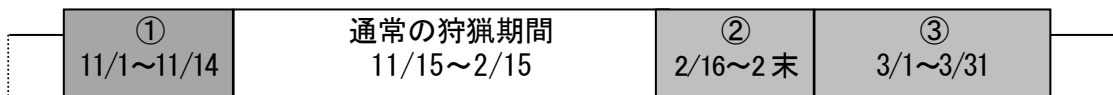
石川県では、特定鳥獣保護管理計画(イノシシ：H24年3月策定、ニホンジカ：H25年3月策定)に基づき、生息数の増加、生息域の拡大が懸念されるイノシシ及びニホンジカによる農林業被害の抑制のため、上記2種の狩猟期間について、下記のとおり延長されています。

については、イノシシ、ニホンジカは、11月1日から狩猟が開始されますので、県民の皆様には周知をお願いいたします。

1 狩猟期間の延長

イノシシ及びニホンジカ 平成26年11月1日(土)～平成27年3月31日(火)
ただし、11月1日～11月14日及び3月1日～3月31日までの期間においては、はこわなの使用及び当該はこわなにかかったイノシシ及びニホンジカを止めさしするための銃器の使用に限ります。

その他 平成26年11月15日(土)～平成27年2月15日(日)



①及び③：イノシシ及びニホンジカのはこわな猟及び止めさしのための銃猟に限る

②：イノシシ及びニホンジカの銃猟及びわな猟

2 狩猟禁止区域

鳥獣保護区及び休猟区における狩猟は禁止されています。ただし、休猟区5箇所はすべて特例休猟区に指定されており、イノシシに限り狩猟が可能です。また、米浜及び当目特例休猟区については、イノシシの他、ニホンジカも狩猟が可能です。

※ 鳥獣保護区 50箇所 54,907ha
※ 休猟区(うち特例休猟区) 5箇所(5箇所) 9,742ha(9,742ha)

3 銃による狩猟禁止区域

特定猟具使用禁止区域(銃器)では、銃器による狩猟が禁止されています。

※ 特定猟具使用禁止区域(銃器) 67箇所 23,545ha

4 その他

<狩猟事故防止について>

①狩猟者の皆様へ

- ・ 狩猟しようとする場所に、登山者、農業者、他の狩猟者等の人がいないか、十分な確認を行って下さい。
- ・ 法令及び狩猟者としてのマナーを守り、無事故・無違反で安全な狩猟をされるようお願いします。

②地域住民や入山者の皆様へ

- ・ わなには設置者の氏名等を記載した標識がついていますので、標識の付近には近寄らないでください。
- ・ 迷彩服などはできるだけ避け、目立つ色(オレンジ色や黄色など)の服装や帽子の着用、あるいは鈴やラジオなどの音の鳴るものを携帯するよう心掛けてください。